

令和7年度 西郷村地域公共交通計画策定調査業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度 西郷村地域公共交通計画策定調査業務委託

2 業務の目的

西郷村では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成29年度～令和5年度を計画期間とする西郷村地域公共交通網形成計画（以下、現計画という）を策定し、村内の公共交通の利便性・効率性向上に向けた再編・見直しなど具体的な取り組みを進めてきた。

本業務は、現計画の計画期間が終了していることや、公共交通を取り巻く環境の変化、及び近年の新モビリティサービス等の導入なども踏まえつつ、村の公共交通のさらなる利便性・効率性の向上に向けて、現計画時点からこれらの動向等を加味した、西郷村の公共交通の新たなマスタープランとなる「西郷村地域公共交通計画」の策定に向けた検討を進めるものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

業務内容は下記を想定しているが、受託者からの企画提案内容により変更が生じる場合がある。

(1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、委託者と協議を行った上で、業務の具体的な進め方及び業務スケジュールに関する業務計画書を作成する。また、地域公共交通活性化再生法等の内容を熟知し、準備に努めること。

(2) 地域特性及び公共交通・乗合交通手段の現況等の整理

ア) 地域特性の整理

国や県、市町村等から公表される資料・データ等を活用するとともに、各種調査（後述）の結果等を踏まえて、村内における地域特性等（人口特性・移動特性・施設立地状況など）を整理する。

イ) 公共交通・乗合手段等の整理

村内を運行している公共交通を対象として、交通事業者から提供される資料・データ等を活用し、村内における公共交通の運行状況（経路・停留所・本数等）や財政状況（財政負担等を含む）を整理する。

ウ) 上位関連計画等の整理

村の上位計画・関連計画等を踏まえて、公共交通の位置づけや求められる役割等を整理する。また、村の最上位計画である西郷村第四次総合振興計画は、令和9年度から新たな総合振興計画に改定が予定されていることから、地域公共交通等に係る村の考え方や方向性について、関係課との協議を行い、整理するものとする。

(3) 公共交通の利用実態等の整理

村及び交通事業者から提供する各種公共交通の利用実績データ等をもとに、利用実態等の整理・分析を行う。なお、交通事業者への提供依頼については協議会から行う。なお、村は令和6年度から導入している西郷村デマンド交通を中心とした公共交通ネットワークの再編を検討していることから、それらに必要な需要分析も併せて行うものとする。需要分析にあたっては、各地区の特性や公共交通の利用実態等の現状、ニーズ調査、人口推計等の結果を踏まえた定量的な推計を行う。

(4) 住民の交通行動及びニーズ等の把握

住民の移動実態や公共交通の利用状況、実情等を把握するための調査を実施する。

なお、調査の実施手法（対象、実施回数、頻度、内容等）・役割分担等については提案事項とする。

(5) 現計画の検証

現計画に位置付けた施策・事業等の実施状況を整理した上で、実施した事業については効果等の整理や、新たに発生した問題点等を整理するとともに、未実施の事業については実施できなかった要因等について整理する。また、各種データの整理を踏まえて、現計画に位置付けた数値目標に対する達成状況等を整理する。

(6) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

前章までの整理等を踏まえ、公共交通の問題点等の分析を行うとともに、それらを踏まえた課題点の整理を行う。

(7) 計画の基本理念・基本方針及び目標指標の設定

(6)で整理した公共交通の課題点を踏まえ、公共交通の基本方針を検討する。また、基本方針を踏まえて、計画期間内で達成を目指す基本目標を検討する。基本目標の達成度合いを測るための評価指標および数値目標を検討する。

(8) 目標・指標を達成するための施策の検討

基本目標の達成に向けた具体的な公共交通の取り組み（具体施策）について検討・整理する。なお、(3) の需要分析を踏まえて、本村に適した交通システムの検討を行う。

交通システムの再編施策にあたっては定量的及び定性的な根拠を踏まえた検討を行うとともに、最適とされた交通システムにおける具体的なサービス内容、導入・維持管理コスト等のシミュレーションを行う。

(9) 計画の推進体制の検討

計画を着実に推進するため、関係主体の役割分担等を定めるとともに、計画期間内で協議する体制、工程等について整理する。

(10) 西郷村地域公共交通計画（案）の策定

ア) 計画策定支援

(1)～(8) の検討を踏まえて、西郷村地域公共交通計画（案）としてとりまとめる。なお、計画書は、30 ページ程度のわかりやすい構成とする。

イ) パブリックコメントの実施支援

西郷村地域公共交通計画（案）をとりまとめ、パブリックコメント実施の支援を行う。パブリックコメントで得られた意見に対する対応方針を検討し、計画（案）に反映する。

(11) 地域公共交通協議会の開催支援

計画の検討にあたり、地域公共交通会議を開催することとし、会議の開催にあたり必要となる資料の作成・説明補助・議事録の作成等を行う。なお、開催は年3回程度を予定している。

5 打合せ協議

必要に応じて随時打合せ・協議を行う（オンライン会議・打合せも可）

6 成果品

(1) 実施報告書

2部

(2) (1)、計画書（本編・概要版）及び業務中に作成した電子データ 1式

※電子データは Word または Excel 形式と PDF 形式で提出するものとする。

7 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業

務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者を変更する場合は、事前に村へ報告すること。

8 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転することとするが、その詳細については、別途契約書により定めるものとする。

10 業務の実施

(1) 業務委託の実施にあたっては、受託者は協議会と必要な協議及び打ち合わせを行い、協議会の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、随時協議の上、定めるものとする。